

令和6年度保育料館山市保育料基準額表

階層 番号	父母の住民税所得割の合算により 算定される階層区分	多子軽減対象児童 の 年齢制限撤廃適用 の有無	月額保育料 0～2歳児			
			第1子		第2子	
			標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
1	生活保護世帯	***	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税	***	0円	0円	0円	0円
3	所得割48,600円未満	○	16,570円	16,280円	8,280円	8,140円
	所得割48,600円未満(要保護世帯)	○	7,780円	7,650円	0円	0円
4	所得割48,600円以上57,700円未満	○	25,500円	25,060円	12,750円	12,530円
	所得割48,600円以上77,101円未満(要保護世帯)	○	9,000円	9,000円	0円	0円
	所得割57,700円以上97,000円未満	***	25,500円	25,060円	12,750円	12,530円
	所得割77,101円以上97,000円未満(要保護世帯)					
5	所得割169,000円未満	***	37,820円	37,170円	18,910円	18,580円
6	所得割301,000円未満	***	51,850円	50,960円	25,920円	25,480円
7	所得割397,000円未満	***	66,000円	64,870円	33,000円	32,430円
8	所得割397,000円以上	***	80,000円	78,640円	40,000円	39,320円

※3～5歳児・・・保育料無料(給食費等については、実費徴収)

(備考)

※ 月額保育料は変更になる場合があります。

※ 第2～4階層に該当する世帯で、要保護世帯(ひとり親の世帯または在宅障害児(者)のいる世帯)については、一部保育料が軽減されます。

※ 要保護世帯とは、下記の世帯をいいます。

・ひとり親世帯(戸籍上の配偶者がいない場合でも事実上の婚姻状態にある世帯は除く)

・入所児童及びその兄弟又は父母が障害者手帳の交付を受けている場合や特別児童扶養手当の対象児童となっている世帯(在宅の場合のみ)

※ 多子軽減の年齢制限撤廃・・・父母の住民税所得割の合算が57,700円未満の世帯に兄・姉がいる場合は、兄・姉の年齢にかかわらず第2子目のお子さんの保育料が半額に、第3子目以降のお子さんの保育料が無料となります。非課税世帯の場合は、第2子目は無料になります。要保護世帯の場合は、所得割77,101円未満の世帯に適用され、第2子目は無料になります。遠方への就学による別居等により住民票を別にして兄・姉を把握することができず、多子軽減が適用されていない場合がありますので、別居している兄・姉がいる場合はこども課へご連絡ください。

多子軽減の年齢制限撤廃が適用されない階層に該当する世帯は、同一世帯に保育園・幼稚園等を利用する兄・姉がいる場合は、多子軽減の算定対象人数と見なして、第2子目のお子さんの保育料が半額に、第3子目以降のお子さんの保育料が無料となります。